
北本市デマンドバス運行業務
(ワゴン車両2台分、予約受付等)
プロポーザル選定要領

令和4年7月

北本市

1. 北本市デマンドバス運行業務（ワゴン車両2台分、予約受付等）委託の概要

（1）業務名

北本市デマンドバス運行業務（ワゴン車両2台分、予約受付等）

（2）業務履行期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

（3）提案上限額

99,880,000円

（4）業務内容

- ①デマンド方式によるバスの運行
- ②利用者登録受付、利用者登録情報入力
- ③予約受付、配車等車両管理
- ④デマンドバス予約システムの借り上げ
- ⑤通信環境の整備
- ⑥運行記録の報告
- ⑦アンケート等への協力

（5）委託料の支払

委託料の支払いは、契約額を運行月数で割った月毎の概算運行経費を算出し、運賃収入を差し引き、当該概算運行経費を毎月委託料として支払うものとする。

2. 委託業務の目的

デマンド方式によりバスを運行し、高齢者等の交通弱者及び交通不便地域住民の移動手段を確保することを目的とする。

3. 提出書類

（1）意思表明書

参加を申込む場合は、「意思表明書」を電子メールにより、4（1）アに示す期限までに提出すること。なお、参加を辞退する場合であっても、4（1）アに示す期限までに提出すること。

（2）本業務の企画提案書（別紙様式により提出）

- | | |
|-------|-----------------------|
| 提案項目1 | 提供車両 |
| 提案項目2 | 運行体制 |
| 提案項目3 | 予約受付及び運行管理体制 |
| 提案項目4 | デマンドバス予約システム |
| 提案項目5 | スケジュール |
| 提案項目6 | 運行上の安全対策・交通事故等のトラブル対策 |
| 提案項目7 | その他の提案 |

(3) 会社概要 (A4版様式任意)

会社名、本社所在地及び相当する支社等がある場合にはその所在地
業務内容、担当者の連絡先、営業所等の所在地、その他参考となる事項の記載されたもの

(4) 運行管理体制 (A4版様式任意)

- ア 運行管理者 (有資格者)
- イ 指揮命令系統図
- ウ 乗務員及び主担当者の経歴

(5) 運行実績 (A4版様式任意)

バス運行事業に関する運行実績

(6) 見積書 (様式任意)

※令和5年4月1日から令和10年3月31日までの期間の見積とする。

4. 提出期限

(1) 提出期限

- ア 意思表明書
令和4年8月5日 (金) 正午
- イ 企画提案書等その他の書類
令和4年8月10日 (水) 午後5時

(2) 提出場所

- ア 意思表明書
電子メールによる。
- イ 企画提案書等その他の書類
書面により、持参又は郵送すること。郵送の場合も提出期限内に必着すること。

(3) 提出部数

企画提案書	原本1部及び社名を記入しないもの9部
会社概要	1部
運行体制	原本1部及び社名を記入しないもの9部
運行実績	原本1部及び社名を記入しないもの9部
見積書	1部

5. 選定

(1) 審査方法

- ア 審査は、本市が別に定める構成員により組織された選定委員会が行う。
 - イ プレゼンテーションによる審査とする。
 - ウ 審査は、次の日時において行う。プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分とする。開始時間帯は、企画提案書の受付順にて決定する。なお、パワーポイントを使用する場合は、4(1)イの日時まで、その旨を申し出ること。
-

日 時 令和4年8月17日（水）

午後3時から

場 所 北本市役所3階 3E 会議室

工 選定結果は、選定委員会終了後、企画提案者全員に合否結果を文書にて通知する。

（2）選定基準

① 業務の執行体制

ア 運行車両

- ・車両がデマンドバスに適しているか。
- ・高齢者等が利用しやすいような車両か。

イ 運行体制

- ・安全で効率的な運行をするための十分な乗務員を確保できるか。

ウ 運行管理体制

- ・日々の安全運行のために、車両及び乗務員の管理が適切に行える体制か。
- ・緊急時等、不測の事態に対応できる体制か

エ 予約受付

- ・想定する利用者に対して予約受付や配車ができる十分な人員が確保できるか。

オ デマンドバス予約システム

- ・北本市が指定するデマンド方式のバス運行が可能なシステムか。
- ・利用者、共通乗降場データの再入力の必要ないシステムか

カ スケジュール

- ・運行開始までのスケジュール（道路運送法第4条区域運行に関する許可取得、運行車両の準備、乗務員、オペレーター及び運行管理者の研修等）が無理なく的確に組まれているか。

キ デマンドバスの運行実績

ク 乗り合い事業（路線バス等）の運行実績

② 企画提案の内容

ア 運行の安全性

- ・日頃から実施している安全教育、交通事故などのトラブルが発生した際の対応、また、車両故障等が発生したときの対応など、デマンドバスの運行を行う際の安全性が高いか。

イ その他の提案

- ・その他、デマンドバスを運行するにあたり、利用者の利便性向上、経費削減策などの提案がなされているか。

③ 業務経費

ア 業務経費の妥当性、節減

- ・業務内容、業務量が適切に設計されているか。
- ・業務経費を節減した内容となっているか。

（3）その他

ア 審査は非公開とする。

イ 企画提案書について、審査前に市から質問書を送る場合がある。その場合、質問に対する回答は第2次審査の質疑応答の中で行うものとする。

ウ 参加者は、審査の結果について異議を申し出ることにはできない。

6. 失格の条件

- (1) 提出期限に遅れたとき
- (2) 当該仕様書の要件を満たさないとき、または、企画提案書に虚偽の記載があったとき
- (3) 提案上限額を超過したとき
- (4) その他、契約を履行することが困難と認められる状態に至ったとき

7. 質問に関する事項について

企画提案書作成にあたり要件・仕様について質問がある場合には、以下の要領に従い、電子メールで行うこと。

- (1) 質問期限 : 令和4年8月3日(水) 正午
- (2) タイトル : 「【質問】北本市デマンドバス運行業務(ワゴン車両2台、予約受付等)について」
- (3) 質問書様式 : 電子メールの場合は、ワード文書による添付ファイルとする。
- (4) 記載事項 : 質問添付ファイルのほかに下記の質問者の情報を記載すること。
会社名・担当者名・電話番号・E-mailアドレス・FAX番号

* 質問期限後の質問、電話での質問、または仕様書及びプロポーザル選定要領に従わない質問については受け付けない。なお質問内容・回答は指名事業者全てに通知する。(軽微なものは除く。)

8. その他

- (1) 企画提案に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出後は、提出資料の差替及び追加等は認めない。
- (3) 提出書類は選定に伴う作業等に必要範囲において、複製を作成することがある。
- (4) 提出された企画提案書の返却はしないものとする。
- (5) 提出された企画提案書については、当該内容が履行されるよう、契約書と併せて製本するものとする。

9. 問い合わせ・提出先

〒364-8633 埼玉県北本市本町 1-111
北本市役所 市民経済部 暮らし安全課 交通・防犯担当
電話：048-594-5522(直通)
FAX：048-592-5997
E-mail：a02800@city.kitamoto.lg.jp

以上